

## 新型コロナウイルス感染症に関する本学の当面の対応について（第3版）

北星学園大学・北星学園大学短期大学部 学長 大坊 郁夫

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本国内、北海道内でも感染者が発生し状況が異なってきたとの報道を受け、感染防止のための適切な対応が最も必要です。

本学として新型コロナウイルスを理由とした偏見や差別、風評被害を助長させる行為や人権侵害など、心ない言動を取ることがあってはなりません。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化し情報が錯綜しており、国や地方公共団体が発表する正確な情報を収集・把握していく必要があります、あらためて本学における当面の対応を次のとおりとしましたので、学生、教職員の皆さんにおかれては引き続き感染防止のため、適切な対応をとっていただくようお願いいたします。なお、本学の対応については、信頼度の高い最新の情報に留意し、適宜見直しを行い、随時大学ホームページ等で通知する予定です。

1月31日、世界保健機関（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、2月1日には指定感染症（Ⅱ類感染症相当）に指定する政令が施行されました。また、外務省においては武漢市を含む湖北省全域に加え2月13日には浙江省をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、2省以外の中国全土をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）とする感染症危険情報を発出しており、感染防止に向け適切な対応が求められております。

### ■学生・教職員のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症への北星学園大学における当面の対応  
(2020年2月18日現在)

### ■関連記事（コロナウイルスに関する情報）

- ・ [北海道ホームページ](#)
- ・ [札幌市ホームページ](#)
- ・ [厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A](#)
- ・ [文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ](#)
- ・ [法務省外国人生活支援ポータルサイト](#)

### ■関連記事（海外渡航に関する情報）

- ・ [外務省海外安全ホームページ](#)
- ・ [外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）](#)

**新型コロナウイルス感染症への北星学園大学における当面の対応**  
(2020年2月18日現在)

### 1. 日常生活での感染防止の対応について

まずは、石鹼を使った「手洗い」の徹底、各所などに配置されている消毒用アルコールによる手指消毒を行ってください。また、くしゃみ・咳などが出ている場合は「咳エチケット」を行ってください。咳エチケットは、日常の学校・社会生活で必要な活動中や交通機関での移動など、混雑した場所で行うことが重要です。感染を防ぐため細心の注意を払ってください。

通常の風邪やインフルエンザ対策と同様、免疫力を落とさないことが大切です。十分な睡眠やバランスの良い食事を摂るよう心掛け、規則正しい生活を送ってください。

### 2. 感染が疑われる場合の対応について

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

◆◆◆◆ 帰国者・接触者相談センター ◆◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご連絡ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119(#7119)	24時間
◆旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～19時00分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
*上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	<a href="#">連絡先はこちら</a>	平日 8時45分～17時30分
◆北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分

### 3. 新型コロナウイルスに罹患した場合の取扱いについて

#### ① 学生の登校停止及び期間

罹患した場合は登校停止とします。登校停止期間は「治癒するまで」とします(学校保健安全法施行第19条第1項の規定)。登校再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を提出してください。

なお、登校停止により欠席した授業科目については、学生の不利益とならないような適切な配慮を行います。

② 教職員の就業禁止及び期間

罹患した場合は、北星学園就業規則（66 条第 1 項の規定）により「就業禁止」とし、期間は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、都道府県知事の勧告等による期間とします。

③ 大学への報告の徹底

罹患した場合は、電話又はメールにより学生は担当課（教育支援課、学生生活支援課）、教職員は総務人事課に報告してください。

4. 今後の海外渡航について

① 中国への渡航について 日本政府は、中国への渡航に関する危険情報を、湖北省全域、浙江省については「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」、中国のその他地域については「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください」とし、中国 2 省に滞在歴がある外国人の入国を拒否する措置をとるなど、入国管理が強化されている状況を受けて、本学では、当面の間、学生・教職員の中国への渡航は私用での渡航を含めて原則不可とします。

② 中国以外の海外渡航について 学生・教職員ともに、出発前の健康管理、体調維持に留意し、渡航先の最新情報を確認し、安全確保に十分注意したうえで、自身の慎重な判断による行動をお願いします。海外へ渡航する場合は、事前に訪問先の最新情報を入手できる外務省海外旅行登録サービス「たびレジ」への登録を必ず行ってください。

③ 大学・短大部のプログラムでの海外渡航について 担当課や、引率教員から個別の連絡が入る可能性がありますので、大学に登録している E メールを定期的に確認するようにしてください。

5. 海外渡航先での注意事項について

① 石鹸を使用した手洗いが最も有効ですので、清潔に努めてください。

② 抵抗力・免疫力を落とさないよう、暴飲や暴食、睡眠不足等を避けた規則正しい生活をしてください。

③ 混雑を避けて行動し、必要に応じてマスク等を着用してください（ウィルスを遮断する効果は無くても、汚れた手が口と鼻に触れることは防げます）。しかしながら国や地域によっては文化の違いにより、「マスク着用＝病気」と思われることがありますので、その場合は、マフラーやスカーフの巻き方を工夫するなど置き換えても良いかもしれません。

④ 食肉を扱う生鮮市場等には極力近づかず、狩猟肉（ジビエ）も極力口にしないください。

⑤ 渡航先等から、家族や担当課に速やかに連絡が取れるようにしておいてください。

6. 日本に入国する際、および入国後について

① 日本に向かう飛行機の搭乗前に発熱等の体調不良を感じた場合は、入国を一時取り止め、症状が回復してから入国してください。

② 日本に向かう飛行機に搭乗後に発熱等の体調不良を感じた場合は、空港の検疫所の職員にその旨申し出てください。

③ 日本への入国時には発熱等の体調不良を感じていなくても、ウィルスの潜伏期間は 2 週間程度と想定されているため、入国後 2 週間はマスク等を利用するとともに、自身の体調の変化

に注意し、体調不良を感じたら事前に電話連絡等の上、遅滞なく医療機関を受診してください。  
なお、本学への相談は、他者への感染を防ぐため必ず電話で行ってください。

- ④ 感染が疑われる症状がある場合、メール等により、担当課に次の項目について報告してください。①渡航先等 ②渡航期間 ③主な症状 ④通院・入院の有無

#### 7. 帰省等により中国に滞在中の中国人留学生、教職員の再来日について

- ① 日本到着時14日以内に中国湖北省、浙江省に滞在歴のある外国籍の者及び2省発行の中国旅券を所持する外国籍の者は日本への入国が制限されていますので、受入れ不可とします。  
② 湖北省、浙江省以外の中国全土からの再来日については特に制限しませんが、上記「6. 日本に入国する際、および入国後について」の注意事項を適用し、慎重な対応をお願いします。

#### 8. 中国人留学生の新規受入れについて

- ① 中国湖北省、浙江省からの受入れは不可とします。  
② 湖北省以外の中国全土からの受入れについては特に制限しませんが、上記「6. 日本に入国する際、および入国後について」の注意事項を適用し、来日前に必ず担当課から当人に説明をする慎重な対応をお願いします。

#### 9. ホームページ等の確認について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、今後も本学ホームページに掲載することから、随時確認してください。